	議事録
会議名	平成30年 第5回 寒川町農業委員会 定例総会
開催日時	平成30年5月25日(金)午後1時30分から 開催形態 公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室
出席委員	農業委員 会長:8番 磯川 浩 委員:1番 金子隆夫 2番 大久保泰明 3番 中村基寛 4番 市川澄雄 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 南部地区 小島新弥 中部地区 相原善久 北部地区 露木常夫 合計9名
欠席委員	5番 相田孝 6番 福岡喜輝
農業委員会事務局	事務局長:勝又あおい 主幹:角田直幸 主査:広田智之 主任主事:小宮正道
傍聴人	
議事	日程 第1 非農地証明願について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 特定農地貸付承認申請について 日程 第4 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第5 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第6 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について
	会 長:ただ今から、平成30年第5回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、7番と8番を指名します。 各:それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、非農地証明願について、議案番号15号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。事務局:(議案番号15号を出程いたします。事務局:(議案番号15号を朗読)(説明)当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は昭和60年に農地法を知らないまま住宅を建築してしまい、他の農地の相談で調査した際に分かったものです。当地は市街化区域から連たんしている第3種農地で、住宅が建てられており、それ以外の部分は庭敷地として利用しており、踏み固められていました。農地に復元するのは困難と思われます。また、近隣は宅地ですので他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。 長:続いて、地区担当農業委員の1番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 4 番:先日、事務局と現地調査に行ってまいりました。現地は住宅と物置が建っていました。農地の復元は困難であり、周辺は住宅地のため他の農地に影響は出ませんので、非農地証明を交付することはやむを得ないと思います。 会:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号15号について 、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号15号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し 出について、議案番号16号を上程いたします。事務局より議案の朗読 と説明をお願いします。

事務局:(議案番号16号を朗読)

(説明) 当該地は倉見農用地区域の2筆で現況は畑です。

当該地につきましては、それぞれ平成25年から利用権設定され、2回目の更新です。期間については5年間でございます。

借り手は過去にも当該地で実績があり、フォークリフト、トラクター、ポット詰め機など保有しております。

- 会 長:続いて、地区担当農業委員である8番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用 集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。私から説明 します。
- 会 長: 先日事務局と現地調査に行ってきました。十二天交差点付近の農地で、貸しては、子が相続しており農地を貸して花壇苗を栽培していました。借り 手は過去にも実績がありますので問題ないと思います。
- 会 長:続いて、北部地区農地利用最適化推進委員お願いします。
- 北部地区農地利用最適化推進委員: 先日事務局と現地調査に行ってきました。ハウスを含めて6 反ほどの広い敷地で、規模が大きいので営農継続は可能です。よくやっていると思います。
- 会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号16号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号16号は原案のとおり決定通知書を町長 に送付いたします。

> 続いて、日程第3、特定農地貸付承認申請について、議案番号17号を 上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号17号を朗読)

- (説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山の北側農業振興地域内農用地の 2筆です。所有者は高齢のため耕作することが難しいため市民農園を開設 し、シルバー人材センターを管理者として定め、町民に市民農園の貸し出 しを行いたいということです。適正な農地利用を確保する方法等を定めた 貸付協定を寒川町と締結済であり、特定農地貸付規定も承認申請書に添付 されております。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3条第3項各号の要件を満たしていると考えられます。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員の6番から農地法の観点から現地調査の結果 並びに補足説明をお願いするところですが、本日欠席のため私も現地調査 を行いましたので私から報告します。
- 会長: 先日事務局と現地確認をしました。申請地は道路と目久尻川の間にある2 筆で、他の農用地の効率的利用を妨げるものではありませんでした。以上

でございます。

これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号17号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号17号は原案のとおり承認書を交付する ことに決定いたします。

続いて、日程第4、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号18号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号18号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の会長と事務局で2筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長:続いて、地区担当農業委員の私から現地調査の結果並びに補足説明をいた します。

対象地は、温室と水田の2筆で全て耕作していることを確認しました。以上でございます。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号18号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号18号は原案のとおり、利用状況確認書 を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号19号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号19号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の6番と事務局で5筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長:続いて、地区担当農業委員の6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが、本日欠席のため私も現地調査を行いましたので私から報告します。

会 長:対象地は自宅敷地内にある温室とかき畑、露地野菜の畑でいずれも耕作していることを確認しました。以上でございます。

これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号19号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号19号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号20号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号20号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の7番と事務局で4筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長:続いて、地区担当農業委員の7番から現地調査の結果並びに補足説明をお 願いします。

7 番: 先日事務局と現地調査をしました。4 筆全て耕作していることを確認しま した。

会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号20号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号20号は原案のとおり、利用状況確認書 を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号21号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号21号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の1番と事務局で11筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長:続いて、地区担当農業委員の1番から現地調査の結果並びに補足説明をお 願いします。

1 番: 先日事務局と現地調査を行いました。前筆確認しましたが、全て耕作して おり、きれいに管理していました。

会 長:ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号21号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号21号は原案のとおり、利用状況確認書 を税務署へ送付することに決定いたします。

次に日程第5、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号67号の1件、日程第6、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号68号から73号の6件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号74号から75号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局: (報告番号67~75号を朗読) (説明)

いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

会 長: ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。他に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。

		最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長:では、以上をもって、平成30年第5回寒川町農業委員会定例総会を閉会 いたします。
資	料	1. 平成30年第5回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 三留 豊正 議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、平成30年6月26日、承認・署名を得て確定しました。